

(12) 養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業)

子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○			

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援（子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業）やエンゼルサポーターによる家事援助（エンゼルサポーター派遣事業）を訪問により実施します。

【こども青少年局】

専門的家庭訪問支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

【こども青少年局】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	子ども家庭支援員	人	353	388	426	468	514
	エンゼルサポーター	人	221	243	267	293	322
	専門的家庭訪問支援事業	人	521	523	521	523	526
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター					
	実施体制（人）	—					
	委託団体等	委託事業者					

(13) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【こども青少年局】